



❁ 徘徊高齢者等SOSネットワークって？

認知症の方が徘徊で行方不明になった時に、事前にご登録いただいた情報をもとに協力機関(介護保険施設や地域企業など)に搜索の協力をお願いして、早期発見と安全確保をめざすネットワークです。

このネットワークには登録者が被保険者となる「個人賠償責任保険」が付いています。

❁ 個人賠償責任保険って？

ネットワークに登録された認知症の方が徘徊中にあやまって他の方に損害を与え、損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき賠償金を保険会社が負担します。

また、認知症の方が法的責任を負うことができないとされ、介護家族等の方が法的責任を負った場合にも保障が受けられます。

保険会社による被害者との示談交渉代行サービスがごございます。

この保険は小山市が保険契約を行い、掛け金を負担します。皆様の**自己負担はありません。**

※登録時に税金の納め忘れのある方は、保険が**対象外**です。保険のご利用できませんのでご注意ください。

❁ 対象になる保険って？

●他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に保険金が支払われます。

たとえば ▶踏切に誤って侵入し、電車を遅延させてしまった

▶徘徊中に店頭の商品を落として壊してしまった

▶ホテルの窓ガラスを割ってしまった など

●補償額:最大1億円



❁ どうやって登録するの？

●必要書類にすべてご記入の上、高齢生きがい課までお持ちください

①小山市徘徊高齢者等SOSネットワーク登録票

②徘徊高齢者等賠償責任保険手続きに伴う確認書

③市税及び保険料納付状況調査同意書

小山市役所 高齢生きがい課
在宅医療介護連携係

☎0285-22-9853



小山市徘徊高齢者等SOSネットワーク

登録票・確認書・同意書記入→高齢生きがい課に提出 ⇒ 登録

<登録票保管場所> 高齢生きがい課・高齢者サポートセンター・小山警察署

【登録の方法】

登録票は小山市高齢生きがい課、高齢者サポートセンター等にあります。
必要事項を記入し、小山市高齢生きがい課に提出して下さい。

